

## 1. 現状の説明

**(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか****1)自己点検・評価の実施と結果の公表**

本学は、開学から3年後の1991(平成3)年以来、毎年、教員の研究活動を『学术交流レポート』として公刊し、1993(平成5)年には第1次自己点検評価委員会を組織し、『桐蔭学園横浜大学の歩み』と題する最初の自己点検・評価報告書を公表した。同時に、教育についての自己点検活動として「授業アンケート調査」を開始し、また、個別の教員を対象とした自己点検・評価報告書の作成を毎年前期末と後期末の2回に分けて実施してきた。

2000(平成12)年には第2次自己点検評価委員会を組織し(平成12年9月「桐蔭横浜大学自己点検評価規程」制定)、学部学科・大学院の再編、カリキュラム改善、入試改革など新たな展開を経て、2003(平成15)年に『桐蔭横浜大学の現状と課題 - 自己点検・評価報告書 2003.2 -』と題する報告書をまとめ公表した。同年、第3次自己点検評価委員会を組織し、改めて大学の現状についての検討を経て、2004(平成16)年4月認証評価制度発足の第一陣として大学基準協会に相互評価の申請をし、2005(平成17)年3月に大学基準に「適合」している旨の認証評価を得た。同年4月、相互評価の結果を大学ホームページ上に公表し、あわせて『桐蔭横浜大学自己点検評価報告書-大学基準協会による相互評価ならびに認証評価結果』として公刊した。

なお、2008(平成20)年、本学法科大学院については大学基準協会に認証評価の申請をし、2009(平成21)年3月に「適合」とされ、結果を法科大学院ホームページ上に公表している。

このように本学は2005(平成17)年に「適合」の評価を得たが、23項目について「助言」が付されていた。教育内容・方法について10項目、学生の受入れについて2項目、学生生活について3項目、研究環境について2項目、社会貢献について1項目、施設・設備について1項目、図書・電子媒体について1項目、管理運営について1項目、財務について2項目、情報公開・説明責任について2項目である。2008(平成20)年、自己点検評価委員会は、これらの「助言」項目について改善状況を踏まえた報告書を大学基準協会へ提出している。

2007(平成19)年、大学に「魅力づくり会議」が設置され、小さな事柄から大学論にわたる大きな事柄まで、各学部から選ばれた委員が自由な立場で議論する、新しい形の自己点検・評価活動が始まった。そして、2008(平成20)年3月、学長の交代が行われ、新学長のリーダーシップの下に、大学のあり方について全学的に全面的な検討が開始された。そのころ中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年)が発表され、本学においても、学部教育段階の遅滞参加の例や大学からのドロップアウトなど、ユニバーサルアクセスの構造化といわれる諸問題が顕在化し、従来の教育規格を再検討する必要性について全学的に強く認識されるようになった。特に、毎月1回開かれる「企画検討会議」において、全学的立場から教務、アドミッション、学生、および就職等の代表委員による事例検討を通じて、本学の問題が明らかになってきた。

こうした背景のもと、2008（平成 20）年 11 月、大学運営会議において大学の認証評価の準備を進めることが決定し、翌年（平成 21 年）2 月、同会議において、質保証に関して、「入口（入学者受け入れの方針）」「中身（教育課程の編成・実施の方針）」「出口（学位授与の方針）」のトータルな管理をいかに構築するかを本学の課題とすることに決定した。

そこで具体的な活動の一步として、第一に、大学の現状の問題把握、過去の取組みの評価、将来の目標、すなわち大学の課題の過去、現在、未来の鳥瞰図の作成を行うことになった。第二に、これまで学期末に行ってきた教員による自己点検・評価報告を新たに試行中の「教員評価制度」に取り込み、「教育」「研究」「社会貢献」および「大学運営」について点検・評価シートを作成することにした。これに併せて、教員別目標シートの作成と目標達成について自己点検・評価を実施することになった。研究活動については継続している『学术交流レポート』の公表のほかに、随時ホームページに学術活動を掲載する仕組みが整備された。

なお、FD 活動の一環として、授業アンケートの実施とホームページにおけるその公表のほかに、各学部取組み例として、特に 2006（平成 18）年から始まった法学部の教員相互の授業見学制度をあげなければならない。この制度は、設定された 1 週間の授業のなかで教員はいずれかの授業を見学し、感想を書面で書いて法学部教務委員会（教務課経由）に提出するものである。感想はとりまとめられて授業担当教員に伝えられるほか、法学部教務委員長より教授会（法学部全体会）で毎年の授業見学の総括が行われ、授業改善に資するものとなっている。

《資料 91》法科大学院ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/univ/law/>

《資料 93》大学ホームページ（点検・評価）

<http://www.cc.toin.ac.jp/univ/intro/check.html>

《資料 126》桐蔭横浜大学教員分掌（平成 22 年度）

## 2) 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

現在、大学の諸活動に関する基本情報は、ホームページ、ペーパーとしてキャンパスガイド（『桐蔭横浜大学新聞』、『広報誌「キリコ」』を含む）や『学术交流レポート』で公開されている。主たる情報公開方法は、ホームページで行い、学生が安心して学べる環境にあることを広く国民一般に公開している。ホームページで公開されている大学の基本情報は以下のとおりである。

建学の精神目的等に関する情報（学長メッセージ、建学の精神、沿革）

自己点検・評価等に関する情報（大学基準協会認証評価、自己点検評価報告書、および 2007 年度以降 2009 年度までの授業アンケート結果）

基本組織に関する情報（学部、学科、研究科、研究所、施設）

教員に関する情報（学部学科研究科ごとの教員氏名、研究分野、プロフィール、研究室ページへのリンク）

受け入れ方針（アドミッションポリシー）に関する情報（全学的ポリシーのほか、学部・学科別のアドミッションポリシー）

カリキュラムに関する情報（学部学科ごとの卒業後の進路設計にあわせた履修内容、授業科目）

学習環境に関する情報(大学情報センター『大学図書館』の利用に関する情報や新着情報)

学生支援に関する情報(奨学生制度情報、就職サポート情報、クラブ・サークル情報、近隣アパートに関する情報)

財務情報(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表を学校法人桐蔭学園ホームページに掲載)

入試情報(入試日程、選抜方式、出願要件のほか、前年度入試結果については募集形態別の志願者数、受験者数、合格者数など。なお、学生納付金については入試要項にも掲載)

大学の新しい取り組みや社会的貢献等についての情報(日々のニュースとして取り上げるほか、プレスリリースを設けて社会に発信)

なお、情報公開請求への対応については、大学の社会的責務として対応することとしているが、保護すべき個人情報については、学生等個人情報の保護に関する規程を制定し、個人の権利利益を保護することにしている。もちろん、学生等本人から個人データの開示を求められたときは、本人に対し遅滞なく当該個人データを開示することにしている。これらについては、2005(平成 17)年に桐蔭横浜大学プライバシーポリシーとして規定し、ホームページにも公表している。

《資料 55》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学プライバシーポリシーPP2327-2349

《資料 84》大学ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/univ/>

《資料 98》桐蔭学園ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/>

《資料 105》学術交流レポート 2009

《資料 117》桐蔭横浜大学新聞

《資料 118》広報誌「キリコ」

## **(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか**

### **1)内部質保証の方針と手続きの明確化**

2009(平成 21)年 2 月、大学運営会議において「質の保証」が議題とされ、大学評議会、および教授会において「入口」「中身」「出口」のトータルな内部質保証の方針が決定され、各学部・学科、学務部(教務課、アドミッションオフィス)、学生部(学生課、キャリア情報センター)など全学的にこれまでの問題の洗い出しが始まった。この作業に際して、第一に、設置認可時の遵守事項の観点、第二に、大学・学部(研究科)等の目的達成の観点、第三に、教育成果(学士力等)の観点、第四に、国際的通用性の観点に留意することにした。そして、前述のように、大学の課題の鳥瞰図の作成は、各学部等の自己点検評価委員会を中心とした検討を経て、大学運営会議、大学評議会、教授会で承認され、2009(平成 21)年 9 月に「大学の課題 35 項目一覧表」として完成した。これにより P(計画)D(実行)C(点検)A(改革)のサイクルを動かす前提が整った。中・長期的な骨太の教育経営戦略については、新たに設置を決めた将来構想検討推進会議で引き続き検討することが決まった。課題一覧は次のとおりである。

桐蔭横浜大学 将来構想検討推進会議の発足～特別補助金(ゾーンの選択)、学部の拡充、科研費など検討など

学内規程の見直しと改正

学内活動の可視化・透明化 - 学長室の機能

委員会の活性化～全委員会(公式・非公式問わず)に年 2 回の報告を義務化し、活性化を図る～

医用工学部拡充

プレスリリース～学内広報システムの一本化と担当者の決定～

法学部のバイリーガルスクール～学内における理解を深めること及び学生募集について(法学部・他学部・大学院・一般)

アドミッション関係～2010 年度入試に向けて、これまでの活動等の反省と改善・工夫をしての対応について～

英文等による学生募集書類の作成・配布～主に大学院レベルにおける英文等による学生募集書類の作成～

ホームページ～2 段階のチェック(業者の技量、教員による評価改善)～

クラブ活動結果などの情報伝達

桐蔭横浜大学文庫の発行～i)学術シリーズ、ii)文化施設シリーズ、iii)教育活動シリーズ、iv)実学シリーズ、v)実用シリーズ、vi)社会貢献シリーズ、vii)英文シリーズ、viii)映像シリーズ、ix)学生シリーズ～

桐蔭横浜大学新聞～今後の発行計画と内容の充実～

KIRIKO～今後の発行計画と内容の充実～

大学図書館のあり方～前年度末に行った会議においての懸案。検討事項の報告と新年度への引き継ぎ～

学生海外研修制度(全学)～アドヴェンチャースクールの制度化、今年度の準備進捗状況～

学生海外研修(スポーツ健康政策学部)～学部オリジナル留学プログラムの準備進捗状況について～

学生経済支援

インディ・カフェ～これまでの課題に対する対応結果および今後の課題～

学生表彰制度の創設

①大学院修了者の就職促進・支援体制の確立

②学位審査の促進と適正化

③法学部のメディアエーション授業の展開について(法学部)

④法学部のメディアエーション(他学部開放型)の活動の展開について

⑤スポーツ健康政策学部のサービスマーケティング～現状および課題について～

⑥医用工学部の国家試験対策～アピールポイントである国家試験(臨床検査技師、臨床工学技士)の合格率向上対策～

⑦教員在学研究制度～在外研究制度の見直しと充実～

⑧学会などによる学術シンポジウム

⑨卒業生との関係強化(桐蔭工学会との関係、同窓会、桐蔭法学会など)

⑩大学基金～基金募集のための準備の進捗状況と今後の対応～

⑪地域貢献の向上～全学による「おもしろ理科教室」の実施、その他の地域貢献につい

て～

- ②「神奈川県 女性の理工系進路選択支援事業」の対応
- ③エコ通学、エコ通勤(省エネ化)
- ④ペーパーレス化、室温規制(省エネ化)
- ⑤記念品

これらの課題ごとに、委員、推進役やコーディネーターが選任されるとともに担当事務部門の決定などが行われた。個々の推進状況(プランおよび実行)について、学長(=自己点検評価委員会委員長)に報告することになっている。

## 2)内部質保証を掌る組織の整備

大学に内部質保証を掌る組織として自己点検評価委員会を置く。ただし本学は比較的小規模の大学である特性を活かし、大学の運営にあたる責任者(大学運営会議構成員および大学評議会構成員)をすべて自己点検評価委員に任命し、内部質保証の効果的迅速な PDCA が行える体制をとっている。自己評価委員会の構成は、委員長=学長、委員=各学部長、各学科長、研究科長、専攻長、学長補佐、大学事務局長、学長室長を基本構成員とし、前学務部長のほか各学部から1名、そして自己点検・評価の事務を担う学長室の職員の2名で構成されている。なお、自己点検評価委員会に前学務部長を責任者とする自己点検評価報告書作成小委員会を設け、また副委員長(学長補佐)を責任者とする進行管理チームを置いている。

各学部および各研究科に自己点検評価委員会を設け、学部等の固有の質保証を点検する。また各学部等にFD委員会が設けられ、授業改善についての企画立案と実施を担っている。

なお、全学横断的な会議体として「企画検討会議」が学長のもとで毎月開かれ、教務、アドミッション、学生、就職、研究、大学総務等の委員がさまざまな問題について報告し、問題解決を迅速に果たしている。したがって、内部質保証の専従部署は置いていないものの、小規模大学の特性をいかした組織が整備されている。

《資料 33》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学自己点検評価規程 PP2319-2322

《資料 64》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学評議会規則 PP2101-2102

《資料 65》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学運営会議規則 PP2113-2114

《資料 66》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学企画検討会規則 PP2115-2116

《資料 126》桐蔭横浜大学教員分掌(平成 22 年)

## 3)自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立

本学のP(計画)D(実行)C(点検)A(改革)のサイクルは、前述したように「入口」「中身」「出口」のトータルな管理を目標とし、個別的課題として2009(平成 21)年の「大学の課題 35 項目一覧表」の作成でもって「計画」され、それぞれ大半の課題は「実行」に移されている。その「点検」「改革」への流れは、教授会(学科会議・学部内の各種委員会)での担当委員報告 学務、学生、キャリア情報、アドミッション(入試)、研究推進、図書館運営、魅力づくり会議等全学の各種委員会 企画検討会議での問題提起 大学運営会議での報告 大学評議会での議論 自己点検評価委員会での集約 大学運営会議での改革方針の提起 大学評議会・教授会での審議を経て改革へと繋げるシステムとしている。

たとえば図書館の学生の利用を進める改革についてプラン・実行されたものについて、利用状況の確認作業を経て、より利用促進をはかるために、現在のような毎月の図書新着

情報の発信や教員図書コーナーの設置などの「改善・改革」が行われた。もっとも、中・長期的課題も多く残されており、大学の予算体制づくりについても始まったばかりである。したがって、「点検」「改革」へ繋げるシステムの真の確立はこれからの課題である。

#### 4) 構成員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守)意識の徹底

本学では、毎年、大学事務局でチームを結成し内部監査を実施し、会計処理の適否、会計記録の正否、財務保全状況の適否についてチェックし、教員等の意識向上を促している。公益通報の処理、公益通報者の保護に関する規程を整備してコンプライアンス意識の徹底を図っている。

研究費等の不正使用防止対策についての学内規程を整備し、不正行為に関する通報窓口、研究費に関する相談窓口を設け、学長を最高責任者とし、統括管理責任者として研究推進部長および事務局長をあてる責任体系を定めている。この他、倫理委員会等を設置して、倫理コードに関する国の方針について情報を提供している。

セクシュアルハラスメントについては、当該委員会を置いて学生だけでなく教職員についてもアンケートの実施、リーフレットの配布など意識づけを行ってきた。現在、アカデミックハラスメントやパワーハラスメントなどの問題を包括的に取り扱えるようハラスメント委員会に一本化する機構整備を行っている。

なお、神奈川県喫煙防止条例にもとづき、校舎内を全面禁煙とするとともに分煙の徹底を図り、教職員・学生について実施している。

その他、2008(平成20)年に、省エネルギー宣言をとりまとめ、2012年度末までに2007年度を基点にCO2排出量を約5%削減することを目指している。

個人情報については、「学生等個人情報の保護に関する規定」を制定し、プライバシーポリシーを策定して取り組んでいる。

《資料34》桐蔭学園規程集/セクシュアル・ハラスメント防止等規程 PP2657-2659

《資料35》桐蔭学園規程集/桐蔭横浜大学セクシュアル・ハラスメント対策委員会規程 PP2660-2664

《資料36》桐蔭学園規程集/セクシュアルハラスメントの防止に関わる指針 PP645-647

《資料54》桐蔭学園規程集/桐蔭横浜大学倫理委員会規程 PP2175-2176

《資料55》桐蔭学園規程集/桐蔭横浜大学プライバシーポリシー PP2327-2349

《資料56》桐蔭学園規程集/桐蔭横浜大学における公益通報等に関する規程 PP2362-2365

《資料57》桐蔭学園規程集/桐蔭横浜大学における公益通報等に関する規程細則(研究活動上の不正行為に係る通報に関しての細則) PP2366-2397

《資料63》桐蔭学園規程集/桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程 PP2401-2404

《資料77》桐蔭学園規程集/桐蔭横浜大学内部監査規程 PP2398-2400

《資料96》省エネルギー宣言([www.cc.toin.ac.jp/univ/save\\_ene.html](http://www.cc.toin.ac.jp/univ/save_ene.html))

《資料126》桐蔭横浜大学教員分掌(平成22年度)

### (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか

#### 1) 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

前回の認証評価において大学基準協会から本学の自己点検・評価の体制は「個々の教員

が自己点検・評価の重要性を認識するにとどまり、組織的な自己点検・評価につながっていない」と評価された。長所として評価された個人レベルでの取組みについては継続するとともに、組織的レベルでの自己点検・評価活動についてさらに充実を図っている。

具体的には、個人レベルでの取組みとして各年度に個人目標の達成度、教育研究・社会貢献・大学運営および授業評価について、それぞれ自己点検・評価を行い、学部長等を経て最終的に自己点検評価委員長である学長に提出する活動を行っている。また、組織的レベルでの充実については、大学の課題 35 項目一覧表の作成によって全学的な PDCA サイクルの回転が起動を始め、比較的小規模な大学の特性を活かし、大学運営と自己点検・評価活動が組織的に連動する形態としている。

#### 2)教育研究活動のデータ・ベース化の推進

教育研究活動のデータ・ベース化については、「学術活動 web 報告プログラム」を取り入れており、データ・ベース化の条件は整い始めている。なお、本学法学部の学術雑誌「桐蔭法学」および「桐蔭論叢」については、法学紀要データ・ベースや法学資料データ・ベースでの利用ができるようになっている。またサヴィニー文庫については、蔵書の一部をデータ・ベースとして公開している。

《資料 37》桐蔭学園規程集 / サヴィニー文庫、カーザー記念文庫利用要項 PP3202-3203

《資料 97》西洋法史研究所(サヴィニー文庫 <http://savigny.toin.ac.jp/savigny/>)

《資料 102》桐蔭論叢第 22 号 平成 22 年 6 月

《資料 119》桐蔭法学第 17 卷 1 号(通巻 33 号)

#### 3)学外者の意見の反映

本学はこれまで学外者の意見を反映する仕組みを置いていない。ただし、個別の教職員がさまざまな大学教育に関する研修会および研究会に参加し、学外の識者の意見をうかがい、間接的に大学の教育に関する質保証システムに機能させている。

#### 4)文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応

前回の認証評価において大学基準協会から「助言」された事項については、改善を経て、2008(平成 20)年に改善報告書を提出した。

法科大学院についても認証評価で「適合」を受けた大学基準協会からの指摘事項につき、改善を経て、2009(平成 21)年に改善状況報告を行っている。

文部科学省へは、設置完成前のスポーツ健康政策学部について履行状況調査を提出しているほか、2010(平成 22)年に学校法人実態調査において自己点検・評価について報告を行った。また、文部科学省から法科大学院の入試実態および教育内容等について指摘を受け、実態調査の回答のほかヒアリングに応じている。

## 2. 点検・評価

### **効果が上がっている事項(優れている事項)**

質保証の目標を「入口」「中身」「出口」のトータルな管理に設定し、全学的な課題を鳥瞰する作業を行うことによって、本学の弱点であった組織的な取組みも行われるようになった。前回の認証評価を受けた当時に比べ、教職員の内発的な問題発見と課題の提示も積

極的に行われるようになってきている。一部で取り入れられているブレインストーミング的な会議形式が功を奏している。

大学情報の積極的な公開についても前回の認証評価時に比べ格段に進んでいる。授業アンケートに加え、授業見学も一部の学部で取り入れられている。

#### 改善すべき事項

大学情報の積極的な公開は進んでいるが、不十分な面もある。就職状況について詳細な情報公開がされていない。また、教育内容の面で、シラバスについて外部への公開は行われていないが、2011(平成23)年度から公開の方針が決定された。

国際競争力強化のための情報発信について英語および中国語での公開は一部分に限られている。

教育研究活動のデータ・ベース化は不十分であり、Web登録の促進を図る必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

まず、迅速な課題解決のために、全学的課題についての工程表を策定することによって、より一層自己点検・評価活動の効果を上げたいと考える。また、大学の質保証の根幹である「入口」「中身」「出口」についてはこれらを立体的に捉えることによって、相互の位置づけを明確にする。「入口」「中身」「出口」のトータルな管理といえどもその中心は「中身」であり、中でも授業内容の充実が大学の質保証の原点である。授業内容の充実のために教員個人の研鑽を求め、よって「中身」を豊饒化させ「出口」に結実させる。これが社会的な評価を得て「入口」への Seeds(種)となる。

### 4. 根拠資料

《資料 33》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学自己点検評価規程

《資料 34》桐蔭学園規程集 / セクシュアル・ハラスメント防止等規程

《資料 35》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学セクシュアル・ハラスメント対策委員会規程

《資料 36》桐蔭学園規程集 / セクシュアルハラスメントの防止に関する指針

《資料 37》桐蔭学園規程集 / サヴィニー文庫、カーザー記念文庫利用要項

《資料 54》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学倫理委員会規程

《資料 55》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学プライバシーポリシー

《資料 56》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学における公益通報等に関する規程

《資料 57》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学における公益通報等に関する規程細則(研究活動上の不正行為に係る通報に関しての細則)

《資料 63》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程

《資料 64》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学評議会規則

《資料 65》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学運営会議規則



- 《資料 66》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学企画検討会規則
- 《資料 77》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学内部監査規程
- 《資料 84》大学ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/univ/>
- 《資料 91》法科大学院ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/univ/law/>
- 《資料 96》省エネルギー宣言([www.cc.toin.ac.jp/univ/save\\_ene.html](http://www.cc.toin.ac.jp/univ/save_ene.html))
- 《資料 97》西洋法史研究所(サヴィニー文庫 <http://savigny.toin.ac.jp/savigny/>)
- 《資料 98》桐蔭学園ホームページ <http://www.cc.toin.ac.jp/>
- 《資料 102》桐蔭論叢第 22 号 平成 22 年 6 月
- 《資料 105》学術交流レポート 2009
- 《資料 117》桐蔭横浜大学新聞
- 《資料 118》広報誌「キリコ」
- 《資料 119》桐蔭法学第 17 卷 1 号(通巻 33 号)
- 《資料 126》桐蔭横浜大学教員分掌(平成 22 年度)